

近江八幡市里山再生整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会及びボランティア団体（以下「自治会等」という。）が主体となって里山を保全及び再整備し、美しい里山の景観維持及び災害の未然防止を図るとともに、里山が有する多面的機能を発揮させるため、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす自治会等とする。

- (1) 構成員を10人以上有すること。
- (2) 定款、規約、会則等を有すること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとし、森林所有者と自治会等が協働して3年度以上継続して行う事業とする。

(補助対象要件)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「補助申請自治会等」という。）は、あらかじめ補助事業を実施する区域の森林所有者の同意を得なければならない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に定める補助事業の実施に係る費用の額とし、1事業計画当たりの限度額は、単年度ごとに30万円とする。ただし、補助金の交付の対象となる期間は、3年度を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助申請自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、事前に近江八幡市里山再生整備事業計画書（別記様式第1号。以下「事業計画書」という。）を市長に提出し、その審査を受けなければならない。

2 補助申請自治会等は、前項の事業計画書が適正と認められたときは、規則第5条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備予定区域図
- (2) 経費算定根拠となる書類（見積書、設計書、価格表等）
- (3) 事業の実施について森林所有者に同意を得ていることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第7条の補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、その理由及び事業の遂行状況を記載した書類並びに変更後の事業計画書を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるものを除く軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 事業費の増額又は減額
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の中止又は廃止
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支決算書
- (2) 整備の施行前後の状況が分かる写真
- (3) 整備区域図
- (4) 経費算出根拠となる書類（領収書、契約書等）

(5) 近江八幡市里山再生整備事業実績及び評価書（別記様式第2号）（事業計画の最終年度に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

補助事業	事業内容	補 助 率
里山再生整備活動	雑木又は竹の伐採、搬出、植栽等	(1) 経費の10／10 ただし、直接施工に伴う人件費は補助対象外とする。 (2) 外注施工については、2／3以内
林道、散策道再整備活動	階段工、除草、下草刈り、伐木等	
森林空間活用活動	展望所又は休憩場所の整備 森林を利用した遊具の設置	
里山体験啓発活動	里山体験教室の開催 里山整備に係る啓発事業	

別記様式第 1 号（第 6 条、第 9 条関係）

近江八幡市里山再生整備事業計画書

事業主体			
事業期間			
事業目的			
補助対象事業名			
事業内容			
事業年度	1 年目	2 年目	3 年目
事業計画			
事業費算出根拠			
事業費	千円	千円	千円
	合 計 千円		
補助金申請額	千円	千円	千円
補助金算出根拠			
最終年度目標 (数値目標)			

※外注施工される場合は、業務の内容を把握できる見積書を添付すること

別記様式第 2 号（第 9 条関係）

近江八幡市里山再生整備事業実績及び評価書

事業主体			
事業期間			
事業目的			
補助対象事業名			
事業内容			
事業年度	1 年目	2 年目	3 年目
事業実績			
事業費	千円	千円	千円
	合 計 千円		
補助金決定額	千円	千円	千円
補助金算出根拠			
最終年度目標 (数値目標)			
事業評価			